

＜共有者不明森林に係る特例＞  
別記様式第28号(探索を行っても不明共有者を確知できない場合の公告(第11条))

令和7年大崎市公告第138号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第11条の規定により公告する。

令和7年2月3日

大崎市長 伊藤 康志



記

1 森林の所在等

| 整理番号   | 森林の所在            | 林班・小班      | 地目 | 面積(ha) | 備考 |
|--------|------------------|------------|----|--------|----|
| 松山2集25 | 宮城県大崎市松山次橋字小坂山31 | 9林班ハ23, 24 | 山林 | 0.14   |    |

2 この公告は、別添の経営管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林所有者の一部を確知できないことから行うものである。

3 上記森林について、別添の経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける。

4 経営管理権に基づき、当該森林について  
(1) 森林経営管理法第33条第1項の規定による市町村森林経営管理事業の実施による経営管理  
(2) 森林経営管理法第33条第1項に規定された経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理のいずれかが行われる。

5 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容

| 整理番号   | 始期                | 存続期間 | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  | 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払いの時期、相手及び方法 | 存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における精算の方法 | 備考        |
|--------|-------------------|------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 松山2集25 | 2025<br>10.1<br>～ | 15年  | 経営管理実施権：無<br>(市町村森林整備) | —                                                                            | —                                    | 除伐または切捨間伐 |

6 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して6月以内に、申出書に当該森林についての権限を証する書類を添えて大崎市に申し出て、経営管理権集積計画又は当該公告に掲げる3, 4, 5の事項について異議を述べることができる。

7 この公告があった日から起算して6か月以内に森林所有者から申出がなかった場合には、別添の経営管理集積計画に同意したとみなされる。

(備考)

1 当該森林について定めることとする経営管理集積計画は、別途併せて公告

以上